

**非居住者に係る金融口座情報の  
自動的交換のための報告制度  
(FAQ (報告事項の提供))**

平成 29 年 8 月  
(令和 4 年 2 月改訂)  
国 税 庁

## 改訂履歴

発行時期	改訂内容
平成 29 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初版発行</li> </ul>
平成 29 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。また、これに伴い、既存の質問の項番を修正しました。 Q1-1-3、Q1-1-8、Q2-2、Q2-3 及び Q2-8</li> <li>・ 全体を通して、より分かりやすい内容のものとするために、下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1-1-1、Q1-1-2、Q1-1-4、Q1-1-5、Q1-1-6、Q1-2-1、Q2-1、Q2-5、Q2-7、Q2-9 及び Q3-1</li> </ul>
平成 29 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。 Q2-10、Q3-2 及び Q3-3</li> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1-1-1、Q1-1-4、Q1-2-1 及び Q2-8</li> </ul>
平成 30 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q3-2 の文言の修正・追加等を行いました。</li> </ul>
平成 30 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。 Q1-1-9、Q2-11 及び Q3-4</li> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1-1-1、Q1-1-6、Q1-1-7、Q1-1-8、Q2-1、Q2-5、Q2-8、Q3-1、Q3-2 及び Q3-3</li> </ul>
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁ホームページリニューアル作業に伴い、下記の項番のリンクの修正を行いました。 Q1-1-5、Q2-1、Q2-7、Q3-2 及び Q3-4</li> </ul>
平成 30 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。また、これに伴い、既存の質問の項番を修正しました。 Q1-1-6、Q2-7、Q2-12、Q2-14</li> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1-1-9、Q2-1、Q2-9</li> </ul>
令和元年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。また、これに伴い、既存の質問の項番を修正しました。 Q1-1-11、Q2-13、Q3-4</li> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q1-2-1、Q2-14、Q3-2</li> </ul>
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項番 Q3-6 の設問（新型コロナウイルス感染症の影響）を新たに追加しました。</li> </ul>

発行時期	改訂内容
令和2年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。また、これに伴い、既存の質問の項番を修正しました。 Q3-6、Q3-7</li> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q2-1、Q2-11、Q2-13、Q3-2、Q3-3、Q3-5</li> </ul>
令和2年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番に文言の修正・追加・削除等を行いました。 Q2-1、Q3-2、Q3-3</li> <li>・ 下記の項番の設問を削除しました。 Q3-7、Q3-8</li> </ul>
令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番に文言の追加を行いました。 Q3-2</li> </ul>
令和3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番に文言の追加を行いました。 Q3-7</li> </ul>
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番の設問を新たに追加しました。 Q2-16</li> <li>・ 下記の項番の設問を削除しました。 Q3-7</li> </ul>
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番に文言の追加を行いました。 Q3-2</li> </ul>
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の項番に文言の修正を行いました。 Q2-9、Q2-14、Q3-2、Q3-4 及びQ3-5</li> </ul>

## 目 次

1	報告事項の提供方法	1
(1)	e-Tax での報告事項の提供方法	1
Q1-1-1	e-Tax での報告事項の提供に当たり、利用者が事前に準備すべきことはありますか。	1
Q1-1-2	既に e-Tax を利用している場合、新たに環境設定等をしなくても、「CRS 報告コーナー」を利用して報告事項の提供ができますか。	1
Q1-1-3	CRS 報告コーナー用の事前準備セットアップの内容について、教えてください。	2
Q1-1-4	e-Tax での報告事項の提供方法について教えてください。	2
Q1-1-5	Q1-1-4 の②に記載されている CSV ファイルを読み込み、XML ファイルに変換する機能とは、どのような機能ですか。	3
Q1-1-6	「CRS 報告コーナー」で CSV ファイルを XML ファイルに変換したところ、「CSV フォーマットが正しくありません。」とメッセージが表示されました。対処方法を教えてください。	3
Q1-1-7	「CRS 報告コーナー」から報告事項を読み込む場合、報告事項の提供データのファイルサイズに制限はありますか。	3
Q1-1-8	複数回送信するときの留意事項を教えてください。	4
Q1-1-9	一度提出したデータを訂正することは可能でしょうか。	4
Q1-1-10	法人が利用可能な電子証明書には何がありますか。	4
Q1-1-11	「CRS 報告コーナー」において、データ送信後に確認できる「即時通知」及び「受信通知」の英訳はありますか。	5
(2)	電子記録媒体での報告事項の提供方法	5
Q1-2-1	電子記録媒体での報告事項の提供方法について教えてください。	5
2	報告事項の提供データ作成	10
Q2-1	XML ファイルや CSV ファイルの作成要領はありますか。	10
Q2-2	MessageRefId の作成ルールについて教えてください。	10
Q2-3	DocRefId の作成ルールについて教えてください。	11
Q2-4	一つの報告事項の提供データファイルに、複数の報告金融機関等に係る情報を入力することはできますか。	11

Q2-5	同一の報告金融機関等が報告事項の提供データファイルを二つ以上に 分けて作成し、提供することができますか。.....	11
Q2-6	同一の報告対象者が同一の報告金融機関等に複数の口座を保有してい る場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。.....	13
Q2-7	同一の報告対象契約に対して複数の報告すべき支払内容がある場合、ど のように報告事項の提供データを作成しますか。.....	13
Q2-8	報告対象者の居住地国が複数国ある場合には、居住地国ごとに報告事項 の提供データを作成する必要がありますか。.....	13
Q2-9	不記録口座の報告はどのように行うか教えてください。.....	13
Q2-10	報告事項の提供データの表記方法（言語）について、教えてください。 .....	14
Q2-11	「XML ファイル入力ルール」等に記載のある AccountNumber 要素の DormantAccount（休眠口座）属性はどのような場合に使用しますか。 .....	15
Q2-12	AcctNumberType 要素で OECD601 又は OECD603 を選択した場合の口座番 号について教えてください.....	15
Q2-13	CtrlPersonType 要素の入力方法について、教えてください。 ....	16
Q2-14	報告対象契約が終了した場合の報告はどのように行うか教えてください。 .....	16
Q2-15	組織再編等により消滅した報告金融機関が既に提出した CRS データを 訂正する場合、どのように行うか教えてください。.....	17
Q2-16	TIN（納税者番号）が不明な場合の入力方法について、教えてください。 .....	17
3	その他.....	18
Q3-1	報告事項の提供データの作成・提供方法に関して、照会窓口等は設置さ れますか。.....	18
Q3-2	報告事項の提供データの作成時に使用する国（地域）コードについて、 教えてください。.....	18
Q3-3	報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードについて、教えて ください。.....	26
Q3-4	報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が 終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。.....	32
Q3-5	報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。.....	33

Q3-6 OECD から「Common Reporting Standard XML Schema Version2.0」が公表されましたが、主な変更点を教えてください。..... 33

## 1 報告事項の提供方法

### (1) e-Tax での報告事項の提供方法

Q1-1-1 e-Tax での報告事項の提供に当たり、利用者が事前に準備すべきことはありますか。

(答)

- e-Tax を利用して「共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard)」に係る報告事項の提供データを送信するには、電子証明書が必要となりますので、事前に取得願います。

なお、IC カードに格納されているタイプの電子証明書を使用する場合は、IC カードリーダーライタを事前に取得し、IC カードリーダーライタのセットアップを行う必要があります。

※ 利用可能な電子証明書については、e-Tax ホームページ>サイトマップ>e-Tax をはじめる前に (・電子証明書の取得) > 2 電子証明書の取得 (<https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>) をご確認ください。

#### 【Q1-1-10 参照】

- ※ 既に e-Tax を利用されている方で電子証明書を登録済みの方は、電子証明書の登録は不要です。
- e-Tax を初めて利用される方は、開始届出書を作成・提出するとともに、利用者識別番号を取得する必要があります。開始届出書は、e-Tax ホームページの「CRS 報告コーナー」を利用してオンラインで作成・提出することができます。(既に利用者識別番号を取得済みの方は、当該番号をご利用ください。) なお、開始届出書は書面で提出することもできます。
- 具体的な e-Tax の利用方法については、「CRS 報告コーナー」に掲載する「はじめよう！e-Tax CRS 報告に係る手続編」をご確認ください。

Q1-1-2 既に e-Tax を利用している場合、新たに環境設定等をしなくても、「CRS 報告コーナー」を利用して報告事項の提供ができますか。

(答)

- 「CRS 報告コーナー」を利用して報告事項の提供データを所轄税務署長に提出するためには、「CRS 報告コーナー」用の事前準備セットアップツールのダウンロード及びインストールが必要になります。インストールを実施いただく際には、管理者権限が必要となります。

また、推奨環境等は随時更新されますので、利用の際にご確認いただく必要があります。

Q1-1-3 CRS 報告コーナー用の事前準備セットアップの内容について、教えてください。

(答)

○ CRS 報告コーナー用の事前準備セットアップをインストールすると、以下のインストール等が実行されます。

- ① 信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトの登録
- ② ルート証明書及び中間証明書のインストール
- ③ CRS 報告コーナー用モジュールのインストール
- ④ e-Tax ソフト (WEB 版) のインストールチェック ※

※ e-Tax ソフト (WEB 版) がインストールされていない場合、又はインストールされているバージョンが最新でない場合については、e-Tax ソフト (WEB 版) のダウンロード及びインストールが行われます。

Q1-1-4 e-Tax での報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

○ e-Tax で報告事項を提供する場合、「CRS 報告コーナー」※1 を利用してご提出ください。

○ 「CRS 報告コーナー」では、以下の2機能を提供します。

- ① 報告金融機関等が作成した XML ファイルを読み込み、送信する機能
- ② 報告金融機関等が作成した CSV ファイル※2 を読み込み、XML ファイルに変換し、送信する機能

※1 「CRS 報告コーナー」では報告事項の提供データのチェックを行うこととしているため、基本的なデータ不備等のエラーが存在する報告事項の提出を防止することができ、報告金融機関等及び税務当局双方の事務処理の効率化にもつながります。

なお、独自に開発したシステム等により、XML ファイルを作成し報告する場合であっても、所轄税務署長へ報告いただく前に「CRS 報告コーナー」を利用し、チェックを行うことができますので、ご活用ください。

※2 CSV のフォーマットでは各項目の文字数に上限があるほか、XML のフォーマットでは繰り返し (制限なし) 入力が行える特定の項目について、CSV のフォーマットでは、繰り返しの回数を一定回数 (5 回) に制限される等の制限事項があります。



Q1-1-5 Q1-1-4 の②に記載されている CSV ファイルを読み込み、XML ファイルに変換する機能とは、どのような機能ですか。

(答)

- 国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRS コーナー」)(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している「CSV 入力ルール」に基づいて作成された CSV ファイルを XML ファイルに変換し、変換後の XML ファイルを保存する機能です。

変換した XML ファイルは、CRS 報告コーナーから e-Tax を利用して、提出可能です。

Q1-1-6 「CRS 報告コーナー」で CSV ファイルを XML ファイルに変換したところ、「CSV フォーマットが正しくありません。」とメッセージが表示されました。対処方法を教えてください。

(答)

- ご質問のエラーメッセージは作成された CSV ファイルが「CSV ファイル入力ルール」に定めたフォーマットに従っていない場合に表示されます。例えば、CSV ファイルで使用されているカンマの数が、本来あるべき数に比べて多い又は少ない場合等が想定されます。

- CSV ファイルを作成される際に、各項目で「, (カンマ)」を使用する場合には必ず各項目の前後を「" (ダブルクォーテーション)」で囲んでください。

例 (Contact 要素) : "TARO KOKUZEI, 03-3581-4161, (extXXXX), National Tax Agency, 3-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8978, JAPAN"

- CSV ファイルの作成に当たっては、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRS コーナー」)(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している「CSV ファイル作成に当たっての留意事項」をご確認ください。

Q1-1-7 「CRS 報告コーナー」から報告事項を読み込む場合、報告事項の提供データのファイルサイズに制限はありますか。

(答)

- 「CRS 報告コーナー」で取り扱う XML ファイルサイズの制限は 19MB となります。19MB を超える場合はファイルを分割していただく必要があります。【Q2-5 参照】

**Q1-1-8 複数回送信するときの留意事項を教えてください。**

(答)

- 同一のファイル(MessageRefId※1やDocRefId※2が重複するようなファイル)を2回以上送信した場合は、原則としてエラーとなるので、国税庁から後日再送信をお願いする場合があります。
  - ※1 XMLファイル単位で設定する一意の識別子
  - ※2 レコード単位で設定する一意の識別子

**Q1-1-9 一度提出したデータを訂正することは可能でしょうか。**

(答)

- 当初報告いただいたデータに誤り等があり、報告済みのデータを訂正する必要が生じた場合には、報告事項の訂正データの送信をお願いします。

国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRSコーナー」)(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している「報告事項の修正事項に係る事例集」をご参照ください。
- Q1-1-8の場合と同様、同一のファイル(MessageRefIdやDocRefIdが重複するようなファイル)を送信した場合は、原則としてエラーとなるので、国税庁から後日再送信をお願いする場合があります。【Q1-1-8参照】

**Q1-1-10 法人が利用可能な電子証明書には何がありますか。**

(答)

- 法人の方が利用可能な電子証明書には、以下のものがあります。
  - ・ 商業登記認証局が発行する電子証明書
  - ・ 地方公共団体が運営する公的個人認証局が発行する法人代表者に係る電子証明書
  - ・ その他民間認証局等が発行する電子証明書なお、電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライターが別途必要になります。取得方法など、詳しくは取得予定の認証局にお問い合わせください。

(参考)

登記をしていない法人(未登記法人)の場合、商業登記認証局が発行する電子証明書は利用できません。

- ※ 利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページ>サイトマップ>e-Taxをはじめの前に(・電子証明書の取得)>2 電子証明書の取得(<https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>)をご確認ください。

Q1-1-11 「CRS 報告コーナー」において、データ送信後に確認できる「即時通知」及び「受信通知」の英訳はありますか。

(答)

- 即時通知及び受信通知の記載項目に係る英訳（仮訳）は次のとおりです。

【即時通知】 (Immediate notice)

和文	English
利用者識別番号 (送信者)	User Identification number (Sender)
受付日時	Reception date/time
受付ファイル名	File name
受付番号	Reception number
エラー情報	Error information

【受信通知】 (Reception notice)

和文	English
提供先	Tax office
利用者識別番号	User identification number
氏名又は名称	Name
住所又は本店等所在地	Address or a location of head office
受付番号	Reception number
受付日時	Reception date/time
報告対象年分	Reporting year
(例) 平成 30 年分	(e. g.) 2018 calendar year
(例) 令和元年分	(e. g.) 2019 calendar year
(例) 令和 2 年分	(e. g.) 2020 calendar year
報告口座件数	Number of accounts
種目	Description

(2) 電子記録媒体での報告事項の提供方法

Q1-2-1 電子記録媒体での報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

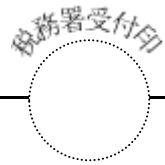
- 可能な限り e-Tax による提出をお願いします。
- 電子記録媒体で提出していただく場合、CD-R、DVD-R のみが受付可能です。書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション方式）としてください。

- ファイル形式は XML 形式のみが受付可能です。
- ファイル名は、MessageRefId+作成年月日 (YYYYMMDD) .xml としてください。  
例：JP2019JPCN700001205000200120200301.xml
- XML ファイルのサイズの制限は、19MB となります。19MB を超える場合は、ファイルを分割して作成し、電子記録媒体に格納してください。
- 提出される XML ファイルについては、自己複合型暗号方式により、暗号化を行っていただくようお願いします。  
※ 自己複合型暗号化方式とは、ファイルの暗号化処理を行う際に、パスワードを設定して暗号化処理を行い、暗号化ファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくても、パスワードを入力することにより、閲覧等を可能とする（復号化）方式をいいます。
- 電子記録媒体は、報告金融機関等ごとに提出していただく必要があります。
- 次葉の「光ディスク（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告用）送付書」に、必要事項を記載し、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6 第 1 項及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づき、報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に、電子記録媒体とともに提出してください。  
なお、提出いただく電子記録媒体のレーベル面には、以下の「レーベル面記載事項」の記載をお願いします。

**【レーベル面記載事項】**

項目等	記載例
① 報告金融機関等の名称	国税銀行株式会社
② 提出年月日	令和 2 年 3 月 10 日
③ 格納したファイル数	1 件
④ 「CRS」と記載	CRS

- 提出された電子記録媒体は返却できません。



光ディスク（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告用）送付書

令和 年 月 日  税務署長 殿	報 告 金 融 機 関 等	本店又は主たる事務所の所在地	電話（ - - ）	この光ディスクについて応答できる方	所在地	電話（ - - ）	
		フリガナ氏名又は名称			フリガナ氏名又は名称		
		フリガナ代表者氏名			所属部署名及びフリガナ担当者名		
		GIIN			法人番号		
以下の XML ファイルを格納した、令和__年分 光ディスク（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告用） 1 枚を提出します。						媒体種別	
						<input type="checkbox"/> C D <input type="checkbox"/> DVD	
フ ァ イ ル 名						報 告 口 座 件 数	区 分
J P 2 0					. xml	件	新規・訂正
J P 2 0					. xml	件	新規・訂正
J P 2 0					. xml	件	新規・訂正
J P 2 0					. xml	件	新規・訂正
J P 2 0					. xml	件	新規・訂正
備 考							
※税務署 整理欄	通信日付印						

**光ディスク（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告用）送付書  
記載要領等**

- 1 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6 第 1 項及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づき、報告金融機関等が報告事項を報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に光ディスクを提出する方法により提供する場合は、当該光ディスクにこの送付書を添付して当該所轄税務署長に提出してください。
- 2 この送付書は、次により記載してください。
  - (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律第 10 条の 6 第 1 項及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 41 条の 2 第 1 項に規定する報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
  - (2) 「GIIN」欄は、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づき米国税務当局から GIIN（Global International Identification Number）を取得している場合に、当該番号を記載してください。
  - (3) 「法人番号」欄は、法人番号を保有している場合に、当該番号を記載してください。
  - (4) 「この光ディスクについて応答できる方」の「所在地」、「氏名又は名称」及び「所属部署名及び担当者名」欄に必要事項を記載してください。なお、「報告金融機関等」各欄に記載した内容と重複するものがある場合は、「同左」と記載して差し支えありません。
  - (5) 「令和\_\_\_\_年分」は、光ディスクに記録した租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6 第 2 項及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 41 条の 2 第 2 項に規定する報告対象契約について、12 月 31 日において報告対象契約を締結している（又は締結していた報告対象契約が終了した）年を記載してください。
  - (6) 「媒体種別」欄は、提出しようとする光ディスクの種別にチェックを入れてください。
  - (7) 「ファイル名」欄は、光ディスクに格納した全ての XML ファイルについて、ファイル名のうち拡張子「.xml」を除く部分を「JP20」に続けて左詰めで 1 字ずつ記載してください。なお、ファイル名は、MessageRefId+作成年月日（YYYYMMDD 形式）.xml としてください。

例：JP2019JPCN70000120500200120200301.xml
  - (8) 「報告口座件数」欄は、光ディスクに記録した報告対象契約の数をファイルごとに記載してください。
  - (9) 「区分」欄は、新規又は訂正のいずれかを丸で囲んでください。

イ 新たに XML ファイルを提出する場合

新規を丸で囲んでください。また、データを分割して複数の XML ファイルを格納した場合には、全てのファイル名に対して新規を丸で囲んでください。

ロ 提出済みの XML ファイルを訂正するための XML ファイルを格納した場合

訂正を丸で囲み、「備考」欄に既に提出した XML ファイルに係る MessageRefId を記載してください。

(10) 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記載してください。

(11) ※欄には、何も記載しないでください。

## 2 報告事項の提供データ作成

### Q2-1 XML ファイルや CSV ファイルの作成要領はありますか。

(答)

- 各報告項目の入力内容につきましては、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRS コーナー」) (<https://www.nta.go.jp/taxes/s-hiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している以下の資料に従ってください。

また、e-Tax 等での報告事項の提供については、「CRS 報告コーナー」をご活用ください。

なお、令和元年6月、OECD は「Common Reporting Standard XML Schema Version2.0」及び「Common Reporting Standard UserGuide Version3.0」を公表しました。これに伴い、国税庁では、令和2年11月1日以降、新スキーマ (Version2.0) を使用した報告事項の受付を行っております。同日以降に、報告事項を提供する場合には、新スキーマ (Version2.0) に準拠していただく必要があることにご留意ください。

- ・ 「Common Reporting Standard User Guide Version3.0」 (「共通報告基準ユーザーガイド (仮訳)」)
- ・ XML ファイルエラー概要
- ・ XML ファイル入力ルール (令和2年6月)
- ・ サンプル XML ファイル
- ・ CSV ファイル作成に当たっての留意事項
- ・ CSV ファイル入力ルール (令和2年6月)
- ・ サンプル CSV ファイル

### Q2-2 MessageRefId の作成ルールについて教えてください。

(答)

- XML ファイル単位の一意的識別子である MessageRefId については、次の項目を組み合わせた一意のコードを作成してください。

- ① 日本の国コード「JP」
- ② 当該報告の報告基準年西暦4桁
- ③ イ 法人番号を有している者

JPCN+法人番号13桁+3桁の一連番号

例：JP2017JPCN7000012050002001

- ロ 法人番号を有しておらず、米国税務当局から GIIN(Global Intermediary Identification)取得している者

GIIN+GIIN 番号19桁+3桁の一連番号



例：JP2017GIIN123ABC.00000.BR.826001

ハ 上記イ及びロに該当しない者

GUID+グローバル一意識別子（報告者が独自に作成する 36 桁）又は、NAME+名称等 36 桁以下の一意の値+ 3 桁の一連番号

例 1：JP2017GUIDXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXXXXXXXXXX001

例 2：JP2017NAMENational-Tax-Agency123456001

**Q2-3 DocRefId の作成ルールについて教えてください。**

(答)

○ レコード単位の一意の識別子である DocRefId については、報告金融機関等の情報を入力いただく ReportingFI 部と報告対象契約の情報を入力いただく AccountReport 部ごとにそれぞれ一意のコードを入力いただく必要があります。

○ ReportingFI 部の DocRefId については、MessageRefId+FI+ 7 桁の一連番号で作成ください。

例：JP2017JPCN7000012050002001FI0000001

○ AccountReport 部の DocRefId については、MessageRefId+AC+ 7 桁の一連番号で作成ください。

例：JP2017JPCN7000012050002001AC0000001

**Q2-4 一つの報告事項の提供データファイルに、複数の報告金融機関等に係る情報を入力することはできますか。**

(答)

○ 一つの報告事項の提供データファイルには、複数の報告金融機関等に係る情報を入力しないでください。

**Q2-5 同一の報告金融機関等が報告事項の提供データファイルを二つ以上に分けて作成し、提供することができますか。**

(答)

○ 報告事項の提供は、一度に提供いただくのが原則ですが、Q1-1-7 に記載のとおり、ファイルサイズが 19MB を超える場合は、ファイルを分割して提供いただく必要が生じる場合があります。

○ この場合、1 ファイル目に入力した ReportingFI（報告金融機関等の名称等）に係る情報については変更を行う必要がないため、2 ファイル目以降の ReportingFI の DocTypeIndic には「OECD0」（再送信）を入力します。また、2 ファイル目以降の ReportingFI の DocRefId については、当該報告の MessageRefId を基に作成するので

はなく、1ファイル目の ReportingFI の DocRefId と同じものを使用する点に留意願います。この場合、ReportingFI の DocRefId は重複しますが、エラーとはなりません。

【Q1-1-8 参照】

追加する報告事項については、AccountReport の DocTypeIndic を「OECD1」（新規）として提供してください。

- 同一の報告対象年分の報告事項の提供については、e-Tax による提出又は電子記録媒体での提出のどちらかに統一していただくようお願いします。

【例】

	報告 1	報告 2
<b>MessageSpec</b>		
MessageRefId	JP2017JPCN7000012050002001	JP2017JPCN7000012050002002
MessageTypeIndic	CRS701（新規情報有）	CRS701（新規情報有）
<b>ReportingFI</b>		
Name	National Tax Agency	National Tax Agency
AddressFree	3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-Ku Tokyo Japan 100-8978	3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-Ku Tokyo Japan 100-8978
DocTypeIndic	OECD1（新規）	OECD0（再送信）
DocRefId	JP2017JPCN7000012050002001FI0000001	JP2017JPCN7000012050002001FI0000001
CorrDocRefId		
<b>AccountReport</b>		
DocTypeIndic	OECD1（新規）	OECD1（新規）
DocRefId	JP2017JPCN7000012050002001AC0000001	JP2017JPCN7000012050002002AC0000001
CorrDocRefId		
FirstName	Taro	Jiro
LastName	Kokuzei	Kokuzei
AccountBalance	1000000.00	20000.00
Attributes- currCode	JPY	USD
Payment		
Type	CRS501（配当）	CRS502（利子）
PaymentAmnt	100000.00	50000.00
Attributes- currCode	JPY	USD

**Q2-6 同一の報告対象者が同一の報告金融機関等に複数の口座を保有している場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。**

(答)

- 同一の報告対象者が同一の報告金融機関等に複数の口座を保有している場合には、口座ごとに「AccountReport」を繰り返して入力してください。

**Q2-7 同一の報告対象契約に対して複数の報告すべき支払内容がある場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。**

(答)

- 同一の報告対象契約に対して複数の報告すべき支払内容がある場合には、報告すべき支払内容ごとに、「Payment」を繰り返して入力してください。

**Q2-8 報告対象者の居住地国が複数国ある場合には、居住地国ごとに報告事項の提供データを作成する必要がありますか。**

(答)

- 報告対象者の居住地国が複数国ある場合には、XML 要素<AccountReport> <AccountHolder><individual>又は<organization>内の<ResCountryCode>要素を居住地国分繰り返して国コードを記載いただくことで複数国分の報告が可能です。実質的支配者がいる場合で、その居住地国が複数国ある場合は、<AccountReport> <AccountHolder><ControllingPerson><Individual>内の<ResCountryCode>要素を居住地国分繰り返してください。
- CSV ファイルを作成し、「CRS 報告コーナー」で XML ファイルに変換して報告いただく場合については、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRS コーナー」) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している「CSV 入力ルール」(2)AccountReport (報告口座情報) カラム位置 10 又は 107 の ResCountryCode に記載する国コードを「/ (スラッシュ)」で区切った上で、複数入力いただき、変換していただくことで対応可能です。実質的支配者がいる場合で、その居住地国が複数国ある場合は、「CSV 入力ルール」(3)ControllingPerson (実質的支配者情報) カラム位置 3 の ResCountryCode に同様に入力ください。

**Q2-9 不記録口座の報告はどのように行うか教えてください。**

(答)

- 個人既存低額/高額特定取引契約者の不記録口座の報告事項については、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する

省令 16 条の 12 第 3 項二において、当該報告対象契約が不記録口座である旨を報告することと定めています。個人の既存口座で、不記録口座の報告が必要となる場合には、次のように入力してください。

- <AccountNumber>に当該報告対象契約を識別するために使用する口座番号を入力するとともに、属性<UndocumentedAccount>に「true」を入力してください。<AccountNumber>は必須項目となっていますので、口座番号がない場合には「NANUM」と入力してください。
- <AccountReport><AccountHolder><individual>内の<ResCountryCode>及び<Address>内の<CountryCode>には日本の国コードである「JP」を入力し、<AddressFree>に「Undocumented」を入力してください。
- <Address>の属性<legalAddressType>については、Optional 項目ですので、未入力としていただくか、「OECD305」(unspecified)を入力してください。
- <AccountBalance>については、必須項目となっています。入力がない場合はエラーとなりますので、実際の残高又は「0」を入力してください。

**Q2-10 報告事項の提供データの表記方法（言語）について、教えてください。**

(答)

- ラテン語のアルファベット表記（英語表記）での作成をお願いします。日本語からアルファベットへの変換は、原則として、ヘボン式により変換し、半角での表記をお願いします。
- 具体的には、以下の Unicode の文字コード表で定める文字が使用可能です。■で網掛けしている文字については、MessageRefId 内においては使用できない文字となりますので、ご留意願います。

**【報告に使用可能な文字】**

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0000	NUL	SOH	STX	ETX	EOT	ENQ	ACK	BEL	BS	HT	LF	VT	FF	CR	SO	SI
0010	DLE	DC1	DC2	DC3	DC4	NAK	SYN	ETB	CAN	EM	SUB	ESC	FS	GS	RS	US
0020	SP	!	"	#	\$	%	&	'	(	)	*	+	,	-	.	/
0030	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	:	;	<	=	>	?
0040	@	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
0050	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	[	¥	]	^	_
0060	`	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
0070	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	{		}	~	DEL

Q2-11 「XML ファイル入力ルール」等に記載のある AccountNumber 要素の DormantAccount (休眠口座) 属性はどのような場合に使用しますか。

(答)

- 報告金融機関等から国税庁へ提供いただく報告事項においては、現時点で DormantAccount 属性を使用する必要はありませんが、任意で使用していただいても問題はございません。
- なお、法令上特定を要しないとされているいわゆる休眠口座は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第6条の3第17項に定める要件を満たす必要があります。同条は次のとおり定めており、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(いわゆる「休眠預金等活用法」)の「休眠預金等」とは要件が異なりますので、ご留意願います。

【参考】

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(抄)

第6条の3

1～16(省略)

17 報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引(保険契約等に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。)の支払を除く。以下この項において同じ。)に係る契約については、平成29年1月1日以後に当該特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

一 平成29年1月1日前3年以内に当該特定取引を行った者との間で当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

二 平成29年1月1日前6年以内に当該特定取引を行った者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行った者からの通信がないこと。

三 平成28年12月31日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が10万円以下であること。

18～24(省略)

Q2-12 AcctNumberType 要素で OECD601 又は OECD603 を選択した場合の口座番号について教えてください

(答)

- 日本は IBAN 登録国ではありません(2019年12月現在)が、例外的に OECD601 (IBAN) を選択した場合には、IS013616 で規定されている入力コードに則した口座番号を入力してください。
- OECD603 (ISIN) を選択した場合には、IS06166 で規定されている入力コードに則した口座番号を入力してください。

**Q2-13 CtrlPersonType 要素の入力方法について、教えてください。**

(答)

- 実質的支配者の類型に基づき、それぞれの項目を入力してください。
  - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当する実質的支配者 . . . . . CRS801
  - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する実質的支配者 . . . CRS802
  - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 4 号に該当する実質的支配者 . . . . . CRS803

なお、詳細につきましては、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRS コーナー」) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に掲載している「XML ファイル入力ルール」をご参照ください。

**Q2-14 報告対象契約が終了した場合の報告はどのように行うか教えてください。**

(答)

- 報告対象契約が終了した場合の報告事項 (いわゆる閉鎖口座の報告) については、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 16 条の 12 第 4 項及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第 21 条第 1 項において、当該報告対象契約の終了の事実を報告することと定めています。具体的には、<AccountNumber>に当該報告対象契約を識別するために使用する口座番号を入力するとともに、属性<ClosedAccount>に「true」を入力してください。<AccountNumber>は必須項目となっていますので、口座番号がない場合には「NANUM」と入力してください。
- <AccountBalance>については、必須項目となっています。入力がない場合はエラーとなりますので、「0」を入力してください。なお、閉鎖口座の報告においては <AccountBalance>が「0」以外の場合はエラーとなりますので、ご留意願います。

- 報告対象年分において、当該報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額がある場合には、〈Payment〉に当該収入金額及びその種別を入力してください。

**Q2-15 組織再編等により消滅した報告金融機関が既に提出した CRS データを訂正する場合、どのように行うか教えてください。**

(答)

- 前提
  - ・ A 銀行が CRS データを提出。
  - ・ A 銀行と B 銀行が合併し、A 銀行が消滅、B 銀行が存続。
  - ・ A 銀行が提出した CRS データに訂正すべき事項が判明。
- 訂正事項を既に提出していただいた A 銀行の CRS データに反映させるため、次のように報告してください。

① 訂正データを e-Tax で提出する場合

A 銀行の訂正データを作成していただき、e-Tax ホームページ「CRS 報告コーナー」 「ファイルの選択」画面の「報告金融機関」欄に、A 銀行の情報を入力してください。同画面の「その他参考となるべき事項」欄に、組織再編により A 銀行消滅のため B 銀行が A 銀行の訂正データを提出する等の参考事項を入力してください。「ログイン」画面の利用者識別番号以降は、B 銀行の情報を入力してください。

② 訂正データを電子記録媒体で提出する場合

A 銀行の訂正データを作成していただき、光ディスク送付書「報告金融機関等」欄に B 銀行の情報を記載の上、「備考欄」に、組織再編により A 銀行消滅のため B 銀行が A 銀行の訂正データを提出する等の参考事項を記載してください。

**Q2-16 TIN（納税者番号）が不明な場合の入力方法について、教えてください。**

(答)

- 〈AccountHolder〉内の〈TIN〉要素について、TIN（納税者番号）が不明な場合は何も入力せずに提供データを作成してください。「00」や「NOTIN」など、TIN（納税者番号）以外の情報を入力しないようにしてください。

なお、各国の納税者番号制度の有無については、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRS コーナー」)(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>OECD 公開情報に掲載している「各国の納税者番号制度に関する情報一覧」や「各国の TIN（納税者番号）に関する情報(OECD ホームページ)」をご確認ください。

### 3 その他

Q3-1 報告事項の提供データの作成・提供方法に関して、照会窓口等は設置されますか。

(答)

- CRS の報告事項の提供データ等に関する質問は「国税庁長官官房国際業務課 情報交換第三係 03-3581-4161 (内線 3463)」へご照会ください。
- CRS 報告コーナーの事前準備、送信方法に関するお問合せ先：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (ナビダイヤル 0570-01-5901) へご照会ください。

Q3-2 報告事項の提供データの作成時に使用する国(地域)コードについて、教えてください。

(答)

- 報告事項の提供データの作成時に使用する国(地域)コードは、ISO 3166-1 Alpha 2 として標準化されている 2 桁の国(地域)コードを使用することとされています。
- 具体的には、OECD が公表する CRS XML Schema (<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/common-reporting-standard/schema-and-user-guide/>) の isocrstypes\_v1.1.xsd ファイルに定める国(地域)コードを使用することとなります。2021 年 10 月末現在公表されている情報では、以下のとおりとなっています。
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6 第 2 項第 1 号及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 41 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する「報告対象国」については、下記表の右欄に○を表示しています。
- なお、国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRS コーナー」) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>報告事項の提供方法等に、Excel 形式で「報告対象国」のみをまとめたコード表を掲載しています。

【国(地域)コード】

国(地域)名	コード	報告対象国
AFGHANISTAN	AF	
ALAND ISLANDS	AX	
ALBANIA	AL	○
ALGERIA	DZ	
AMERICAN SAMOA	AS	



国（地域）名	コード	報告対象国
ANDORRA	AD	○
ANGOLA	AO	
ANGUILLA	AI	
ANTARCTICA	AQ	
ANTIGUA AND BARBUDA	AG	○
ARGENTINA	AR	○
ARMENIA	AM	
ARUBA	AW	○
AUSTRALIA	AU	○
AUSTRIA	AT	○
AZERBAIJAN	AZ	○
BAHAMAS	BS	
BAHRAIN	BH	
BANGLADESH	BD	
BARBADOS	BB	○
BELARUS	BY	
BELGIUM	BE	○
BELIZE	BZ	○
BENIN	BJ	
BERMUDA	BM	
BHUTAN	BT	
BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BO	
BONAIRE, SINT EUSTATIUS AND SABA	BQ	
BOSNIA AND HERZEGOVINA	BA	
BOTSWANA	BW	
BOUVET ISLAND	BV	
BRAZIL	BR	○
BRITISH INDIAN OCEAN TERRITORY	IO	
BRUNEI DARUSSALAM	BN	○
BULGARIA	BG	○
BURKINA FASO	BF	
BURUNDI	BI	
CAMBODIA	KH	
CAMEROON	CM	

国（地域）名	コード	報告対象国
CANADA	CA	○
CABO VERDE	CV	
CAYMAN ISLANDS	KY	
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	CF	
CHAD	TD	
CHILE	CL	○
CHINA	CN	○
CHRISTMAS ISLAND	CX	
COCOS (KEELING) ISLANDS	CC	
COLOMBIA	CO	○
COMOROS	KM	
CONGO	CG	
CONGO, THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE	CD	
COOK ISLANDS	CK	○
COSTA RICA	CR	○
COTE D'IVOIRE	CI	
CROATIA	HR	○
CUBA	CU	
CURACAO	CW	○
CYPRUS	CY	○
CZECHIA	CZ	○
DENMARK	DK	○
DJIBOUTI	DJ	
DOMINICA	DM	○
DOMINICAN REPUBLIC	DO	
ECUADOR	EC	○
EGYPT	EG	
EL SALVADOR	SV	
EQUATORIAL GUINEA	GQ	
ERITREA	ER	
ESTONIA	EE	○
ETHIOPIA	ET	
FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FK	
FAROE ISLANDS	FO	○

国（地域）名	コード	報告対象国
FIJI	FJ	
FINLAND	FI	○
FRANCE	FR	○
FRENCH GUIANA	GF	
FRENCH POLYNESIA	PF	
FRENCH SOUTHERN TERRITORIES	TF	
GABON	GA	
GAMBIA	GM	
GEORGIA	GE	
GERMANY	DE	○
GHANA	GH	○
GIBRALTAR	GI	○
GREECE	GR	○
GREENLAND	GL	○
GRENADA	GD	○
GUADELOUPE	GP	
GUAM	GU	
GUATEMALA	GT	
GUERNSEY	GG	○
GUINEA	GN	
GUINEA-BISSAU	GW	
GUYANA	GY	
HAITI	HT	
HEARD ISLAND AND MCDONALD ISLANDS	HM	
HOLY SEE (VATICAN CITY STATE)	VA	
HONDURAS	HN	
HONG KONG	HK	○
HUNGARY	HU	○
ICELAND	IS	○
INDIA	IN	○
INDONESIA	ID	○
IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	IR	
IRAQ	IQ	
IRELAND	IE	○

国（地域）名	コード	報告対象国
ISLE OF MAN	IM	○
ISRAEL	IL	○
ITALY	IT	○
JAMAICA	JM	○
JAPAN	JP	
JERSEY	JE	○
JORDAN	JO	
KAZAKHSTAN	KZ	○
KENYA	KE	○
KIRIBATI	KI	
KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF	KP	
KOREA, REPUBLIC OF	KR	○
KUWAIT	KW	
KYRGYZSTAN	KG	
LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC	LA	
LATVIA	LV	○
LEBANON	LB	○
LESOTHO	LS	
LIBERIA	LR	
LIBYA	LY	
LIECHTENSTEIN	LI	○
LITHUANIA	LT	○
LUXEMBOURG	LU	○
MACAO	MO	○
NORTH MACEDONIA	MK	
MADAGASCAR	MG	
MALAWI	MW	
MALAYSIA	MY	○
MALDIVES	MV	○
MALI	ML	
MALTA	MT	○
MARSHALL ISLANDS	MH	
MARTINIQUE	MQ	
MAURITANIA	MR	

国（地域）名	コード	報告対象国
MAURITIUS	MU	○
MAYOTTE	YT	
MEXICO	MX	○
MICRONESIA, FEDERATED STATES OF	FM	
MOLDOVA, REPUBLIC OF	MD	
MONACO	MC	○
MONGOLIA	MN	
MONTENEGRO	ME	
MONTSERRAT	MS	○
MOROCCO	MA	○
MOZAMBIQUE	MZ	
MYANMAR	MM	
NAMIBIA	NA	
NAURU	NR	
NEPAL	NP	
NETHERLANDS	NL	○
NEW CALEDONIA	NC	○
NEW ZEALAND	NZ	○
NICARAGUA	NI	
NIGER	NE	
NIGERIA	NG	○
NIUE	NU	○
NORFOLK ISLAND	NF	
NORTHERN MARIANA ISLANDS	MP	
NORWAY	NO	○
OMAN	OM	○
PAKISTAN	PK	○
PALAU	PW	
PALESTINE, STATE OF	PS	
PANAMA	PA	○
PAPUA NEW GUINEA	PG	
PARAGUAY	PY	
PERU	PE	○
PHILIPPINES	PH	

国（地域）名	コード	報告対象国
PITCAIRN	PN	
POLAND	PL	○
PORTUGAL	PT	○
PUERTO RICO	PR	
QATAR	QA	○
REUNION	RE	
ROMANIA	RO	○
RUSSIAN FEDERATION	RU	○
RWANDA	RW	
SAINT BARTHELEMY	BL	
SAINT HELENA, ASCENSION AND TRISTAN DA CUNHA	SH	
SAINT KITTS AND NEVIS	KN	○
SAINT LUCIA	LC	○
SAINT MARTIN (FRENCH PART)	MF	
SAINT PIERRE AND MIQUELON	PM	
SAINT VINCENT AND THE GRENADINES	VC	○
SAMOA	WS	○
SAN MARINO	SM	○
SAO TOME AND PRINCIPE	ST	
SAUDI ARABIA	SA	○
SENEGAL	SN	
SERBIA	RS	
SEYCHELLES	SC	○
SIERRA LEONE	SL	
SINGAPORE	SG	○
SINT MAARTEN (DUTCH PART)	SX	○
SLOVAKIA	SK	○
SLOVENIA	SI	○
SOLOMON ISLANDS	SB	
SOMALIA	SO	
SOUTH AFRICA	ZA	○
SOUTH GEORGIA AND THE SOUTH SANDWICH ISLANDS	GS	
SOUTH SUDAN	SS	
SPAIN	ES	○

国（地域）名	コード	報告対象国
SRI LANKA	LK	
SUDAN	SD	
SURINAME	SR	
SVALBARD AND JAN MAYEN	SJ	
ESWATINI	SZ	
SWEDEN	SE	○
SWITZERLAND	CH	○
SYRIAN ARAB REPUBLIC	SY	
TAIWAN, PROVINCE OF CHINA	TW	○
TAJIKISTAN	TJ	
TANZANIA, UNITED REPUBLIC OF	TZ	
THAILAND	TH	
TIMOR-LESTE	TL	
TOGO	TG	
TOKELAU	TK	
TONGA	TO	
TRINIDAD AND TOBAGO	TT	
TUNISIA	TN	
TURKEY	TR	○
TURKMENISTAN	TM	
TURKS AND CAICOS ISLANDS	TC	
TUVALU	TV	
UGANDA	UG	
UKRAINE	UA	
UNITED ARAB EMIRATES	AE	
UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND	GB	○
UNITED STATES	US	
UNITED STATES MINOR OUTLYING ISLANDS	UM	
URUGUAY	UY	○
UZBEKISTAN	UZ	
VANUATU	VU	○
VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VE	
VIET NAM	VN	
VIRGIN ISLANDS, BRITISH	VG	

国（地域）名	コード	報告対象国
VIRGIN ISLANDS, U. S.	VI	
WALLIS AND FUTUNA	WF	
WESTERN SAHARA	EH	
YEMEN	YE	
ZAMBIA	ZM	
ZIMBABWE	ZW	
KOSOVO	XK	

**Q3-3 報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードについて、教えてください。**

(答)

- 報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードは、ISO 4217 Alpha 3として標準化されている3桁の通貨コードを使用することとされています。
- 具体的には、OECDが公表するCRS XML Schema (<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/common-reporting-standard/schem-a-and-user-guide/>)のisocrstypes\_v1.1.xsdファイルに定める通貨コードを使用することとなります。2021年10月末現在公表されている情報では、以下のとおりとなっています。

**【通貨コード】**

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
UAE Dirham: UNITED ARAB EMIRATES	AED
Afghani: AFGHANISTAN	AFN
Lek: ALBANIA	ALL
Armenian Dram: ARMENIA	AMD
Netherlands Antillean Guilder: CURACAO; SINT MAARTEN (DUTCH PART)	ANG
Kwanza: ANGOLA	AOA
Argentine Peso: ARGENTINA	ARS
Australian Dollar: AUSTRALIA; CHRISTMAS ISLAND; COCOS (KEELING) ISLANDS; HEARD ISLAND AND McDONALD ISLANDS; KIRIBATI; NAURU; NORFOLK ISLAND; TUVALU	AUD
Aruban Florin: ARUBA	AWG
Azerbaijan Manat: AZERBAIJAN	AZN
Convertible Mark: BOSNIA AND HERZEGOVINA	BAM
Barbados Dollar: BARBADOS	BBD



通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Taka: BANGLADESH	BDT
Bulgarian Lev: BULGARIA	BGN
Bahraini Dinar: BAHRAIN	BHD
Burundi Franc: BURUNDI	BIF
Bermudian Dollar: BERMUDA	BMD
Brunei Dollar: BRUNEI DARUSSALAM	BND
Boliviano: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOB
Mvdol: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOV
Brazilian Real: BRAZIL	BRL
Bahamian Dollar: BAHAMAS	BSD
Ngultrum: BHUTAN	BTN
Pula: BOTSWANA	BWP
Belarussian Ruble: BELARUS	BYN
Historic use: Belarussian Ruble: BELARUS	BYR
Belize Dollar: BELIZE	BZD
Canadian Dollar: CANADA	CAD
Congolese Franc: CONGO, THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF	CDF
WIR Euro: SWITZERLAND	CHE
Swiss Franc: LIECHTENSTEIN; SWITZERLAND	CHF
WIR Franc: SWITZERLAND	CHW
Unidad de Fomento: CHILE	CLF
Chilean Peso: CHILE	CLP
Yuan Renminbi: CHINA	CNY
Colombian Peso: COLOMBIA	COP
Unidad de Valor Real: COLOMBIA	COU
Costa Rican Colon: COSTA RICA	CRC
Peso Convertible: CUBA	CUC
Cuban Peso: CUBA	CUP
Cabo Verde Escudo: CABO VERDE	CVE
Czech Koruna: CZECHIA	CZK
Djibouti Franc: DJIBOUTI	DJF
Danish Krone: DENMARK; FAROE ISLANDS; GREENLAND	DKK
Dominican Peso: DOMINICAN REPUBLIC	DOP
Algerian Dinar: ALGERIA	DZD

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Egyptian Pound: EGYPT	EGP
Nakfa: ERITREA	ERN
Ethiopian Birr: ETHIOPIA	ETB
Euro: ALAND ISLANDS; ANDORRA; AUSTRIA; BELGIUM; CYPRUS; ESTONIA; EUROPEAN UNION; FINLAND; FRANCE; FRENCH GUIANA; FRENCH SOUTHERN TERRITORIES; GERMANY; GREECE; GUADELOUPE; HOLY SEE (VATICAN CITY STATE); IRELAND; ITALY; LATVIA; LITHUANIA; LUXEMBOURG; MALTA; MARTINIQUE; MAYOTTE; MONACO; MONTENEGRO; NETHERLANDS; PORTUGAL; REUNION; SAINT BARTHELEMY; SAINT MARTIN (FRENCH PART); SAINT PIERRE AND MIQUELON; SAN MARINO; SLOVAKIA; SLOVENIA; SPAIN; Vatican City State (HOLY SEE)	EUR
Fiji Dollar: FIJI	FJD
Falkland Islands Pound: FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FKP
Pound Sterling: GUERNSEY; ISLE OF MAN; JERSEY; UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND	GBP
Lari: GEORGIA	GEL
Ghana Cedi: GHANA	GHS
Gibraltar Pound: GIBRALTAR	GIP
Dalasi: GAMBIA	GMD
Guinean Franc: GUINEA	GNF
Quetzal: GUATEMALA	GTQ
Guyana Dollar: GUYANA	GYD
Hong Kong Dollar: HONG KONG	HKD
Lempira: HONDURAS	HNL
Kuna: CROATIA	HRK
Gourde: HAITI	HTG
Forint: HUNGARY	HUF
Rupiah: INDONESIA	IDR
New Israeli Sheqel: ISRAEL	ILS
Indian Rupee: BHUTAN; INDIA	INR
Iraqi Dinar: IRAQ	IQD
Iranian Rial: IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	IRR
Iceland Krona: ICELAND	ISK
Jamaican Dollar: JAMAICA	JMD

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Jordanian Dinar: JORDAN	JOD
Yen: JAPAN	JPY
Kenyan Shilling: KENYA	KES
Som: KYRGYZSTAN	KGS
Riel: CAMBODIA	KHR
Comorian Franc : COMOROS	KMF
North Korean Won: KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE' S REPUBLIC OF	KPW
Won: KOREA, REPUBLIC OF	KRW
Kuwaiti Dinar: KUWAIT	KWD
Cayman Islands Dollar: CAYMAN ISLANDS	KYD
Tenge: KAZAKHSTAN	KZT
Lao Kip: LAO PEOPLE' S DEMOCRATIC REPUBLIC	LAK
Lebanese Pound: LEBANON	LBP
Sri Lanka Rupee: SRI LANKA	LKR
Liberian Dollar: LIBERIA	LRD
Loti: LESOTHO	LSL
Historic use: Lithuanian Litas: LITHUANIA	LTL
Historic use: Latvian Lats: LATVIA	LVL
Libyan Dinar: LIBYA	LYD
Moroccan Dirham: MOROCCO; WESTERN SAHARA	MAD
Moldovan Leu: MOLDOVA, REPUBLIC OF	MDL
Malagasy Ariary: MADAGASCAR	MGA
Denar: MACEDONIA, THE FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF	MKD
Kyat: MYANMAR	MMK
Tugrik: MONGOLIA	MNT
Pataca: MACAO	MOP
Historic use: Ouguiya: MAURITANIA	MRO
Ouguiya: MAURITANIA	MRU
Mauritius Rupee: MAURITIUS	MUR
Rufiyaa: MALDIVES	MVR
Malawi Kwacha: MALAWI	MWK
Mexican Peso: MEXICO	MXN
Mexican Unidad de Inversion (UDI): MEXICO	MXV
Malaysian Ringgit: MALAYSIA	MYR

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Mozambique Metical: MOZAMBIQUE	MZN
Namibia Dollar: NAMIBIA	NAD
Naira: NIGERIA	NGN
Cordoba Oro: NICARAGUA	NIO
Norwegian Krone: BOUVET ISLAND; NORWAY; SVALBARD AND JAN MAYEN	NOK
Nepalese Rupee: NEPAL	NPR
New Zealand Dollar: COOK ISLANDS; NEW ZEALAND; NIUE; PITCAIRN; TOKELAU	NZD
Rial Omani: OMAN	OMR
Balboa: PANAMA	PAB
Sol: PERU	PEN
Kina: PAPUA NEW GUINEA	PGK
Philippine Peso: PHILIPPINES	PHP
Pakistan Rupee: PAKISTAN	PKR
Zloty: POLAND	PLN
Guarani: PARAGUAY	PYG
Qatari Rial: QATAR	QAR
Romanian Leu: ROMANIA	RON
Serbian Dinar: SERBIA	RSD
Russian Ruble: RUSSIAN FEDERATION	RUB
Rwanda Franc: RWANDA	RWF
Saudi Riyal: SAUDI ARABIA	SAR
Solomon Islands Dollar: SOLOMON ISLANDS	SBD
Seychelles Rupee: SEYCHELLES	SCR
Sudanese Pound: SUDAN	SDG
Swedish Krona: SWEDEN	SEK
Singapore Dollar: SINGAPORE	SGD
Saint Helena Pound: SAINT HELENA, ASCENSION AND TRISTAN DA CUNHA	SHP
Leone: SIERRA LEONE	SLL
Somali Shilling: SOMALIA	SOS
Surinam Dollar: SURINAME	SRD
South Sudanese Pound: SOUTH SUDAN	SSP
Historic use: Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STD
Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STN

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
El Salvador Colon: EL SALVADOR	SVC
Syrian Pound: SYRIAN ARAB REPUBLIC	SYP
Lilangeni: ESWATINI	SZL
Baht: THAILAND	THB
Somoni: TAJIKISTAN	TJS
Turkmenistan New Manat: TURKMENISTAN	TMT
Tunisian Dinar: TUNISIA	TND
Pa' anga: TONGA	TOP
Turkish Lira: TURKEY	TRY
Trinidad and Tobago Dollar: TRINIDAD AND TOBAGO	TTD
New Taiwan Dollar: TAIWAN, PROVINCE OF CHINA	TWD
Tanzanian Shilling: TANZANIA, UNITED REPUBLIC OF	TZS
Hryvnia: UKRAINE	UAH
Uganda Shilling: UGANDA	UGX
US Dollar: AMERICAN SAMOA; BONAIRE; SINT EUSTATIUS AND SABA; BRITISH INDIAN OCEAN TERRITORY; ECUADOR; EL SALVADOR; GUAM; HAITI; MARSHALL ISLANDS; MICRONESIA, FEDERATED STATES OF; NORTHERN MARIANA ISLANDS; PALAU; PANAMA; PUERTO RICO; TIMOR- LESTE; TURKS AND CAICOS ISLANDS; UNITED STATES; UNITED STATES MINOR OUTLYING ISLANDS; VIRGIN ISLANDS (BRITISH); VIRGIN ISLANDS (US)	USD
US Dollar (Next day): UNITED STATES	USN
Historic use: US Dollar (Same day): UNITED STATES	USS
Uruguay Peso en Unidades Indexadas (UI): URUGUAY	UYI
Peso Uruguayo: URUGUAY	UYU
Unidad Previsional : URUGUAY	UYW
Uzbekistan Sum: UZBEKISTAN	UZS
Historic use: Bolivar: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VEF
Bolívar Soberano: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VES
Dong: VIET NAM	VND
Vatu: VANUATU	VUV
Tala: SAMOA	WST
CFA Franc BEAC: CAMEROON; CENTRAL AFRICAN REPUBLIC; CHAD; CONGO; EQUATORIAL GUINEA; GABON	XAF

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Silver: ZZ11_Silver	XAG
Gold: ZZ08_Gold	XAU
Bond Markets Unit European Composite Unit (EURCO): ZZ01_Bond Markets Unit European_EURCO	XBA
Bond Markets Unit European Monetary Unit (E. M. U. -6): ZZ02_Bond Markets Unit European_EMU-6	XBB
Bond Markets Unit European Unit of Account 9 (E. U. A. -9): ZZ03_Bond Markets Unit European_EUA-9	XBC
Bond Markets Unit European Unit of Account 17 (E. U. A. -17): ZZ04_Bond Markets Unit European_EUA-17	XBD
East Caribbean Dollar: ANGUILLA; ANTIGUA AND BARBUDA; DOMINICA; GRENADA; MONTSERRAT; SAINT KITTS AND NEVIS; SAINT LUCIA; SAINT VINCENT AND THE GRENADINES	XCD
SDR (Special Drawing Right): INTERNATIONAL MONETARY FUND (IMF)	XDR
Historic use: UIC-Franc: ZZ05_UIC-Franc	XFU
CFA Franc BCEAO: BENIN; BURKINA FASO; COTE D'IVOIRE; GUINEA-BISSAU; MALI; NIGER; SENEGAL; TOGO	XOF
Palladium: ZZ09_Palladium	XPD
CFP Franc: FRENCH POLYNESIA; NEW CALEDONIA; WALLIS AND FUTUNA	XPF
Platinum: ZZ10_Platinum	XPT
Sucre: SISTEMA UNITARIO DE COMPENSACION REGIONAL DE PAGOS "SUCRE"	XSU
ADB Unit of Account: MEMBER COUNTRIES OF THE AFRICAN DEVELOPMENT BANK GROUP	XUA
The codes assigned for transactions where no currency is involved: ZZ07_No_Currency	XXX
Yemeni Rial: YEMEN	YER
Rand: LESOTHO; NAMIBIA; SOUTH AFRICA	ZAR
Zambian Kwacha: ZAMBIA	ZMW
Zimbabwe Dollar: ZIMBABWE	ZWL

**Q3-4 報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。**

(答)

- 報告対象契約に係る特定対象者の報告事項の提供を行った場合には、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。

- なお、報告金融機関等は、その年中に、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）の締結していた報告対象契約が終了した場合には、その報告対象契約ごとに、報告対象契約の終了の事実その他の所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年4月30日までに、所轄税務署長に提供しなければならないこととされています。

**【参考】**

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第10条の6第3項
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第6条の14第4項
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第16条の12第4項

**Q3-5 報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。**

(答)

- OECDが公表する「Common Reporting Standard User Guide Version2.0」及び「Common Reporting Standard User Guide Version3.0」に報告すべき事項がない旨の報告（いわゆる nil return）の記述がありますが、我が国では、報告対象契約が存在しない旨を報告する必要はありません。

国税庁ホームページ>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CRSコーナー」)(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>)>FAQに掲載している「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(FAQ)」のQ36も併せてご確認ください。

**Q3-6 OECDから「Common Reporting Standard XML Schema Version2.0」が公表されましたが、主な変更点を教えてください。**

(答)

- 令和元年6月、OECDは「Common Reporting Standard XML Schema Version2.0」(以下「新スキーマ(Version2.0)」といいます。)を公表し、当該新スキーマ(Version2.0)では、主に以下のような変更が行われています。
  - ・各データ要素における文字数の制限
  - ・MessageTypeIndicの入力義務化
  - ・Timestampについて、ミリ秒使用(3桁表示)の許容
- なお、詳細につきましては、国税庁>サイトマップ>税の情報・手続・用紙>税につ

いて調べる＞国際税務関係情報＞共通報告規準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CRS コーナー」）（[http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/teikyo\\_houhou.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/teikyo_houhou.htm)）＞報告事項の提供方法等に掲載している「Common Reporting Standard User Guide Version3.0」（「共通報告規準ユーザーガイド（仮訳）」及び「主な更新項目一覧表」）をご参照ください。